

アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人(以下「法人」という。)の求めに応じてアドバイザーを派遣し、法人の運営等のアドバイスを行うことにより、これまで以上に公益性の高い事業運営を図ること、また、質の高い福祉サービスを提供するための人材確保とその定着を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が事業を実施する。

(対象)

第3条 この事業の対象は、社会福祉事業を行う徳島県内に所在する法人とする。

2 ただし、法人が本事業に関連するコンサルタントと顧問契約等を結んでいる場合は、本事業の一部または全部の利用ができないものとする。

(アドバイザーの派遣)

第4条 県社協は、徳島県社会保険労務士会、徳島県中小企業診断士会、日本産業カウンセラー協会、公認会計士等(以下「社労士会等」という。)の協力を得て、この事業を実施する。

2 社労士会等は県社協の求めに応じ、適切なアドバイザーを選任し、派遣の依頼があった法人に対し、派遣する。

(アドバイザーの業務)

第5条 アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設経営一般に関する事項
- (2) 会計処理・税務処理に関する事項
- (3) 労務管理・職員待遇に関する事項
- (4) 利用者処遇に関する事項
- (5) メンタルヘルスに関する事項
- (6) その他、社会福祉事業に関する事項

2 アドバイザーは、法人と協議し、前項に掲げる業務を行う。

3 この事業は、法人におけるアドバイス等半日、報告会半日を原則とする。

4 アドバイザーは、報告書2部を作成し、法人及び県社協に提出する。

(費用)

第6条 この事業に要する費用は、法人及び県社協の負担とする。

2 この事業の補完、又は追加を希望する派遣施設は、自らの費用負担により、支援を受けることができる。

(募集等)

第 7 条 法人の募集は、県社協がホームページ等に掲載して募集する。

(申込み)

第 8 条 この事業を希望する法人は、別紙様式 1 により、県社協に申し込むものとする。

2 この事業は、原則として 1 法人につき、当該年度内に 1 回とする。

(依頼)

第 9 条 県社協は、第 4 条に基づくアドバイザーの派遣を、別紙様式 2 により社労士会等に依頼する。

(連絡)

第 10 条 社労士会等は、派遣日等を決定し、別紙様式 3 により県社協に連絡する。

2 県社協は、派遣日等を、別紙様式 4 により法人に連絡する。

(調整)

第 11 条 アドバイザーは、実施内容等について派遣施設と調整し、第 5 条に定める業務を実施する。この場合、県社協は、必要に応じて両者の調整を図るものとする。

(報告会)

第 12 条 アドバイザーは、アドバイス等を実施した後、概ね 1 ヶ月以内に、報告書 (別紙様式 5) を作成し、法人において報告会を開催する。

(情報の秘密保持)

第 13 条 アドバイザーは、この事業により知り得た情報について守秘義務を遵守する。

附則

この要綱は、平成 28 年 1 月 14 日から施行する。